

新型コロナウイルス感染症に係る町主催のイベント等の開催基準

令和2年9月24日改定

上三川町新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年9月11日付け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から「11月末までの催物の開催制限等について」が通知されたことを受け、9月18日開催の県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県の「イベントの開催制限について（以下「県開催制限」という。）」が示されたことに伴い、町が主催するイベント等（事業・会議を含む。以下、「イベント等」という。）の開催基準を以下のとおり改定する。

対応期間については9月24日から11月末までの間とし、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。なお、1,000人を超える大規模なイベントを開催する場合は、担当課から県に事前相談の上、開催の可否について決定する。

町が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。また、町関係団体、民間等が実施するイベント等（地域の活動、集会含む）については、本基準を参考とするよう町ホームページ等で周知する。

記

1 イベント等の性質

町で開催される見込みのあるイベント等のうち、①～③の性質を有するイベント等を対象とする。

- ①入退場や会場の区域内で適切な行動確保が可能なもの
- ②座席等が指定されているものではなく、区域内で自由に移動できるもの
- ③名簿等で入場者の把握が可能なもの

2 想定するイベント等

- ・展示会、地域の行事 等

3 開催要件

別紙「イベントの開催制限について（9/19～11/30）」の留意事項に取り組むことを前提とする。

- ・入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものについて当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。
- ・それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染防止対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。

※ 上記のほか、町で開催されるイベント等のうち、入退場や区域内の適切な行動確保が困難であったり、名簿等がなく入場者の把握が困難であったりするもの（例：広域的なお祭り等）、また、その他の大型イベント等については県開催制限を準用する（プロスポーツ、コンサート等）。なお、本基準中、「行動確保」とは、別紙「イベントの開催制限について（9/19～11/30）」の「イベント開催の前提となる留意事項」中「イベント参加者」の部分であげられている要件が満たされている場合をいう。

イベントの開催制限について(9/19~11/30)

9/19(土)から11/30(月)までのイベントについては、【イベント参加者】と【イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者】が下記留意事項に取り組むことを前提に、各イベントの類型ごとに開催目安を定める。

イベント開催の前提となる留意事項

【イベント参加者】

- ・発熱等の症状がある者はイベントに参加しないこと。
- ・イベント参加前に「接触確認アプリ(COCONA)」のダウンロード及び「とちまる安心通知(栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録をすること。また、感染拡大防止のためにイベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること。
- ・会場に掲示された「とちまる安心通知」のQRコードを読み取ること。
- ・熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- ・入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密(密集、密接、密閉)の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控えること。
- ・イベントに参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動(例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避)をとること。

【イベント主催者及びイベントを開催する施設の管理者】

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・イベントを開催する前に、イベント参加者に「接触確認アプリ(COCONA)」のダウンロード及び「とちまる安心通知(栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録を促すこと。また、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- ・栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を行い、「とちまる安心通知」QRコードを掲示し、参加者に読み取りを促すこと。
- ・イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクの着用を促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密(密集、密接、密閉)の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。
- ・イベントを開催する前後には、観客やスタッフ(選手、出演者を含む)の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動(例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避)を促すこと。
- ・その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。